

紡績工業と被差別部落再論

— 若干の疑問と補足 —

金子 マーティン

一、馬原鉄男氏の誤認

私は昨年、「紡績工業における被差別部落婦人労働試論」と題する論文を大野英二先生還暦論文集『比較社会史の諸問題』（川本和良他編、未來社、一九八四年三月）に発表する機会を得、その後、同論文は部落解放研究所紀要『部落解放研究』第四〇号（一九八四年七月）に転載された。

私は拙論の「はじめに」において、「まだ仮説の域を出ない」この研究が「ひとつの問題提起として近代部落史研究の進捗にいくらかでも役立てば」との希望を表明していた。当然のことながら、それは部落解放理論の発展にも

連なればということを含んでいた。

拙論に触れた論文ではじめて目にしたのは馬原鉄男氏の「『日本資本主義と部落問題』論」第二章2節の「紡績業と部落労働力の編成」であった。執筆者にとって自分の書いた論文への何らかの反応は喜ばしいことである。馬原論文も拙論に関して「独占段階における紡績業と部落問題との構造的連関を解明するうえで一定の展望を得ることができた」との評価を下されている。

しかし数度読み返すにつれ、馬原氏は私の意図を多少誤認されているのではないかという疑念が生じてきた。それは、拙論が従来からのいわば定説であった「『部落が過剰人口の滞留地として』『低廉な労働力の給源として機能』

していたことを「⁽⁹⁾」、また「他方における部落出身婦女子の差別的排除を否定するものとはなっていない」という批判である。これら馬原氏が列挙している側面はいずれも、少なくとも戦前社会での、よく知られた部落差別の形態であって、改めて否定しなければならない問題でもないと思われた。

従来近代部落史はこれらの側面のみを強調してきた。そして私の疑問はこのこと自体に向けられていた。また戦後部落差別の「本質」を大企業経営近代産業からの排除として一面的に捉えることにも疑問があった。

実は私もそのような固定観念を持って一九七三年に、ある被差別部落の実態調査を実施したことがある。確かにその部落の全労働者の五三・六％は日雇い・パート・臨時雇いなどの不安定就業労働者であった。しかし性別、年齢別には大きな相違が存在していた。女子労働者の六六・四％が電気産業に（若年女子は大企業の常雇い、中年女子はその下請け中企業のパートとして）就業していた⁽¹⁰⁾。この調査の結果、私は資本は雇用調整の「安全弁」として部落差別を利用するが、部落民を労働市場そのものから完全に締め出すことは、資本の利益追求に無条件に一致しないのではないかとの結論に達した。電気産業は「繊維型の現代版」といわれているが、それでは戦前の繊維産業の場合とは

うであったのだろうかというのが私の問題意識であった。

欧米の日本研究者間では部落差別が古代以来の宗教的禁忌の残存でしかなく、近代日本社会ではもはや何の機能も保持していない「過去の遺物」であるという見解が一般的である。これに大きな疑問を抱いていた私にとっては、部落問題を学ぶその当初から、近代部落差別と日本資本主義との関連が最大の関心事であり、馬原鉄男氏や藤谷俊雄氏との部落差別と日本資本主義との関係に関する論究に多大な影響を受けた。特に馬原氏は明治・大正期の兵庫、大阪におけるマッチ工業、筑豊石炭工業と部落民との関係をはじめて実証的に研究された。しかし紡績・製糸業などの繊維工業をその研究から除外されているのが、私には不思議であった。

紡績・製糸業に関して馬原氏の執筆されたものがあるのではなくるかと思え、見付けたのが『やさしい部落の歴史』の次の文章であった。「一ばんのものは、娘が紡績や製糸の女工となり、（略）部落の娘や青年にはそれすらできませんでした。」つまり近代産業就労の否定である。しかし同冊子新版では一定の前進が見られる。産業革命期に「部落の女性たちが、紡績・製糸業などの近代的工場に働くことになったのは、当時そうしたところで働く人が大変少なかったからできたことです。」だが「独占資本の支配

がつよまるとともに、紡績・製糸業や炭鉱などで働いていた部落労働者のなかには、仕事を奪われるものもでてきました⁽¹¹⁾と続く。この主張は馬原氏が研究を進めてこられた炭鉱労働には該当するであろうが、紡績・製糸業にも当てはまるかどうかは疑問としなければならぬ。

もっとも馬原氏自身も紡績業に関するこの見解をかならずしも強く主張されているわけではなさそうである。というのは拙論「結び」の「特に独占段階に至ってからは（部落民が紡績業に——引用者）積極的に採用されさえした」という私の指摘を別に否定されることなく、それに前述したような一定の評価を下されているからである。

拙論で検討の対象とした岸和田紡績労働者の多数の出身地が被差別部落であるのみならず、聞き取りによって明らかになったように「朝鮮と沖繩の人がとりわけ多かった」ということに「注目しなければならぬ」としながらも、そこには「近代的大経営一般の問題として普遍化しにくい問題がある」のではないかと馬原氏は正当な疑念を抱いておられる。拙論はあくまでも「試論」であって、岸和田紡績が意識的に多数の被差別労働力（朝鮮人、沖繩県人、部落民）を雇用していたことを紡績業一般、「近代的大経営一般」に当てはまることであるとは思っていない。

しかし岸和田紡績が特異な例ではなかったことも事実で

ある。実証的に究明する余裕はまだなかったが、資料上知り得ただけでも被差別労働力を集中的に雇用していた紡績企業は他にもいくつもある。和歌山の日高紡績は部落民・沖繩県人・朝鮮人を、大阪の東洋紡績、兵庫の福島紡績、岡山の倉敷紡績は部落民と沖繩県人を、大阪の小津武林起業（細糸紡績）、吉見紡績などは部落民と朝鮮人を多数雇用していた。資本主義と差別の関係を究明しようとする場合、これら被差別労働力をそれぞれの特殊性を念頭におきながらも、個別ではなく、一括して検討する必要があると思われる。

同時に、馬原氏が紡績業と部落問題の関連で「つぎに問題となるのは、一九三〇年以降のいわゆる国家独占段階における発展構造」とされているのもいくらか奇異に感じられた。戦前と戦後に断絶をおく国民的融合論にとっては、戦前とは根本的に異なるとされている戦後独占資本主義下の紡績工業と部落差別との関係の方が問題となるのではないかと考えるからである。もちろん紡績業はすでに戦前においてその基幹産業としての地位を失い、戦後経済においてほぼ重要性を持たなかった。だが戦後においてさえ、紡績工業による部落民の雇用差別が度々問題となった。一九四九年七月には敷島紡績八幡工場差別事件⁽¹²⁾が起り、中西義雄氏は岸和田市南紡績（一九五二年）や敷島紡

績高知工場（一九五七年）での部落民就職差別事件を報告しておられる。また「高度経済成長」期に入ってからも、一九六九年一月に倉敷紡績が高知県で部落出身者の就職差別を起こし、解放同盟の抗議によってはじめて採用が打ちとられた。しかもその倉敷紡績は第五の「部落地名総鑑」、一九七〇年代はじめに販売されていた『日本の部落』の購入企業でもある。

以前は「独占資本による相対的過剰人口蓄積の法則こそが、今日の部落差別を支える最大の基礎である」とされていた馬原氏は、一九八三年秋頃から「部落差別が資本主義のもとでも、基本的に解決され得る」としながら、同時に「部落解放は反独占民主主義の課題である」とされている。独占資本主義と部落差別との構造的関連をのべる国民的融合論者は以前から皆無であったわけではない。中川信義氏は今日の部落差別が「独占資本主義体制の差別構造に組みこまれて」おり、「独占資本主義体制のもとでそのよくな(民主主義——引用者)課題が達成されるのではなく、それは(略)独占資本との闘いをつうじて打ちとられるもの」と明確にのべられている。国民的融合論者にとってもいっそう、戦後の独占資本主義の支配と部落差別との関連を説明することが課題となるのではなからうか。

「一二月下旬にはすべて完了した」とされている。その「昨年」であるならば三〇年（一九九七年）となる。もっとも横山の大阪調査（明治三十年八月九月）の「昨年」とすれば二九年（一九九六年）となる。

馬原氏のあげている第二の争議の出典は青木虹二『日本労働運動史年表』第一巻である。しかし実は同年表のこの争議に関する出典は拙論で引用した、山本四郎「明治前期労働争議概要」表である。そしてこの年表での明治三十年八月十六日の天満紡績争議の出典は『時事新報』同年八月二十九日となっている。しかしその日付およびその前後の同新聞をいくつかの図書館で閲覧した限りでは、そのような記載を発見することはできなかった。そしてこの争議の内容は横山が『日本の下層社会』付録「日本の社会運動」で引用している農商務省統計にある争議とはほぼ同一である。

以前にも馬原氏は天満紡績の部落差別関係の争議を「一八九六（明治二九）年」とされているが、その年にされた根拠は不明である。もっともこの争議に関する言及は多くの部落問題関係図書にあるが、それが発生した年は必ずしも明確ではなく、「明治二七年」⁽³²⁾、「明治二九年」⁽³³⁾、「明治三十年」⁽³⁴⁾、「明治三〇年のころ」⁽³⁵⁾、「一八九七、八年頃」⁽³⁶⁾とさまざまである。

馬原氏のあげている天満紡績でのふたつの争議は同一の

二、天満紡績における差別事件

次に検討しなければならぬのは、よく知られはしているが、まだ十分に研究されているとはいえない天満紡績における部落民女工関係の争議である。

馬原氏は前掲論文で天満紡績におけるストライキを二件あげておられる。一八九六（明治二九）年の部落差別に関係したとされているストライキと、その翌年の女工間地域的排他主義に端を発したとされているストライキである。第一の争議の出典は横山源之助著『日本の下層社会』で編の調査は「三十年八月及び九月」⁽³⁷⁾であり、彼が実際に見た「五ヶ処」の大阪の紡績工場に天満紡績は含まれていない。横山の大阪滞在は「三十年七月頃から、同年十月十六日まで」だが、この間に天満紡績の争議を耳にし、『日本の下層社会』執筆時に、その記憶をよびおこしたと思われる。横山は『国民之友』第三六六号（明治三十年二月十日）に「紡績工場の労働者」なる記事を発表しているが、それには天満紡績争議に関する記載はない。『日本の下層社会』ではこの争議が「昨年なりと覚ゆ」となっており、「明治二九年」とはなっていない。同書初版発行は明治三二年（一九九九年）四月だが、横山はその執筆を「三一年

ものではないかと私は考えているが、確固たる自信を持っているわけではない。その争議のひとつでは横山が「石川県より新平民の児女を募集し」云々と書いており、もう一方では農商務省調査が元になっており、「石川県人は加賀乞食なるを以て」云々となっている。明治期には石川県の部落民を指すのに「新平民」も「加賀乞食」も同義に使用されたのではないだろうかと考えたが、金沢大学の田中喜男氏に手紙で問い合わせたところ、必ずしもそうではないようである。「『加賀乞食』は石川県人を福井県人、富山県人とを比較、比喩する言葉で、(略)これは生活に窮しようしようもなくなると(略)石川県人は物貰いになって歩き廻り」という意味であり、「したがって『加賀乞食』は被差別部落民—『新平民』と関係ありません」との教示をいただいた。とすると天満紡績で起きたふたつの争議は別なものであるという可能性も出てくる。もっとも農商務省がその統計表で「新平民」なる用語の使用を避け、「加賀乞食」としたのかも知れない。いずれにしても、この争議に関する研究はさらに深化されねばならない。

三、官営富岡製糸場での部落差別

最後に、馬原氏の論文で拙論にふれられている箇所は

「紡績業と部落労働力の編成」と題する節だが、その中で同氏はなぜか近代製糸業にも触れられている。具体的には一八七二年創立の模範工場官富岡製糸場と、その女工であった和田英の『富岡日記』についてである。この日記の記述、すなわち富岡製糸場の伝習工女としてお雇いフランス人ポール・ブリュナ直伝の人で、入沢筆という「七日市の新平民」がいたとの記述は有名である。それを馬原氏は「賤民解放令からわずか一、二年足らずの当時、士族の子女が旧賤民の子女に製糸の技術の指導をうけ」たことを「身分的差別も後退していくこと」と高く評価されているようである。しかし旧賤民の子女が富岡製糸で働き得た背景には絶対的労働力不足があり、馬原氏が以前、産業革命期についてはあるが言われたように「当時そうしたことろで働く人が大変少なかったからできたこと」⁽³³⁾なのではなからうか。周知のように当時、西洋人に生血を吸われるとの妄説が信じられ、女工募集ははかばかしく進まなかった。また明治初期に外国人の下で働くことが、社会的にどのような見られていたかも見落としてはならないであろう。一八七二年五月に富岡製糸は「創業したいと女工募集を始めた」⁽⁴⁰⁾のであるが、その三年前、一八六九(明治二)年五月には公議所において外国人被雇用について言及され、「官許ヲ不受外国人ニ雇ハレ候儀可為嚴禁事」、「穢多ヲ以テ

之ニ許スベシ」⁽⁴¹⁾などの論議がなされている。「七日市の新平民」が外国人技術者指導の富岡製糸で働き得た背景にはそのようなことも関係するのではなからうか。

馬原氏は「その(入沢筆——引用者)外にも部落出身の複数の幹部女工がいたと思われる」とされている。その根拠として引用されている図書には「一等工女衆の入沢いせ、入沢まつも群馬県の人とみられる」となっており、馬原氏が入沢姓を群馬県の被差別部落と関連付けておられるのは妥当な想定と思われる。実は私も同じように考え、部落解放同盟群馬県連合会に手紙で問い合わせたところ同県連から、富岡支部の役員によると入沢姓は「エタ・長吏」の系譜ではなく、『番田』もしくは『鉦うち』ではないか、(略)いわゆる部落とは結婚などをはじめとする付き合いはないようです」との返事をいただいた。北川鉄夫氏は「入沢ふでのことも調査がすめられ、当時工場には四人ほどの同じ入沢姓で働いていることも判った」⁽⁴⁵⁾とされているが、その調査を残念ながら私は知らない。しかし「少なくとも、一等工女衆に入沢姓の女性が三人いた」⁽⁴⁶⁾ことは確かであろうである。

問題となるのは、その旧賤民出身の女工達が工場でのどのような差別待遇を受けていたかである。だが他の女工による職場・寄宿舎での差別よりも、経営者⇨政府による差別

が第一義的であると考える。一八七三年五月、オーストリア・ウィーンで開催された万国博覧会には日本も参加し、その出品には生糸も含まれていた。しかし出品生糸の糸とりには富岡製糸場の「二十二人の工女から抜擢された(略)十八人が」⁽⁴⁷⁾だったが、その中に「入沢いせや入沢まつを選んで」⁽⁴⁸⁾はいないのである。

いうまでもなく富岡製糸は政府直営の官営工場であった。上記の富岡製糸での出来事は、その政府が二年前に布告した「解放令」がいかに差別撤去の実態を伴わなないものであったかを、はっきりと示している。

近代製糸工業と被差別部落との関係を私はまだ表証的に究明していないが、それは後日に果たしたいと思う。

註記

- (1) 馬原鉄男「『日本資本主義と部落問題』論」(『部落史の研究—近代篇』、部落問題研究所、一九八四年)
- (2) 同右、一四一ページ
- (3) 同右、一四〇ページ
- (4) 同右、一四一ページ
- (5) 金子マーティン「被差別部落における労働者の状態」(部落解放研究所『部落解放研究』第十九号、一九七九年)七二・七四ページ
- (6) 馬原鉄男『日本資本主義と部落問題』(部落問題研究

所、一九七一年)

- (7) 藤谷俊雄「日本資本主義と部落問題」(『部落問題の歴史的研究』、部落問題研究所、一九七三年)
- (8) 部落問題研究所編『やさしい部落の歴史』(一九六九年)一〇一ページ。この出版物の執筆者は東上高志・馬原鉄男となっており、近代に関する部分の執筆は馬原氏と思われる。
- (9) 馬原鉄男「日本資本主義と未解放部落」(部落問題研究所『新版・やさしい部落の歴史』一九八三年)八七ページ
- (10) 同右、九二ページ
- (11) 金子マーティン「紡績工業における被差別部落婦人労働試験」(『部落解放研究』第四〇号、一九八四年)六二ページ
- (12) 同右、五七ページ。なお同ページの岸和田紡績朝鮮人労働者数「七八七人」は私の誤算であり、正しくは六八七人である。
- (13) 前掲馬原『部落史の研究—近代篇』所収論文、一四一ページ
- (14) 同右、一四一ページ
- (15) 滋賀県部落史研究会編『滋賀の部落』第二巻(滋賀県同和事業促進協議会、一九七四年)三六六ページ
- (16) 中西義雄『部落の民』(汐文社、一九五七年)五八・六三ページ
- (17) 『解放新聞』第四四五号(一九六九年三月二五日)

- (18) 「同和对策事業特別措置法」強化改正要求国民運動中央実行委員会編『全国のおいつく差別事件』（解放出版社、一九八一年）五三ページ
- (19) 馬原鉄男『部落問題』（『現代日本の社会問題』第三巻、汐文社、一九七〇年）三五ページ
- (20) 馬原鉄男『部落解放理論の再検討』（『部落問題研究』第七九号、一九八四年）一四二ページ。同「部落解放理論の課題」（兵庫部落問題研究所『月刊部落問題』第八八号、一九八四年）一一一ページ
- (21) 中川信義『部落問題と国民融合』（『部落問題研究』第五七号、一九七八年）一五三ページ
- (22) 前掲馬原『部落史の研究—近代篇』所収論文、一三九ページ
- (23) 横山源之助『日本の下層社会』（『横山源之助全集』第一巻、明治文献、一九七二年）八ページ
- (24) 横山源之助『平野紡績会社』（『横山源之助全集』第一巻）五九一ページ
- (25) 西田長寿『横山源之助著『日本の下層社会』の成立—その書史的考證』（『歴史学研究』第一六一号、一九五三年）三八ページ
- (26) 同右、四〇ページ
- (27) 立花雄一『評伝横山源之助』（創樹社、一九七九年）九六ページ
- (28) 前掲金子『部落解放研究』第四〇号所収論文、五〇・五六ページ
- (29) 前掲馬原『やさしい部落の歴史』、一〇七ページ
- (30) 小森龍邦『現代における部落問題の本質』（東方出版、一九六九年）二三ページ。蛇草の歴史をつくる会編『蛇草における生活と闘いの歴史』資料編一（一九八〇年）一三二ページ。明治二七年一月にも天満紡績で確かに争議が発生しているが、この争議は部落差別とは無関係であり、その原因は「賃与問題と同社の技師ら（略）」にあったとみられる（北崎豊二『明治労働運動史研究』、雄山閣、一九七六年、一〇四ページ）。
- (31) 前掲馬原『やさしい部落の歴史』、一〇七ページ。部落解放研究所編『部落産業の実態と問題点』（一九七〇年）一〇ページ。部落解放同盟中央教対部編『部落解放運動五十年史年表（草稿）』（一九七一年）一一一ページ。吉田猪三『差別と私たちの暮らし』（解放出版社、一九八二年）一八一ページ。前掲馬原『部落史の研究—近代篇』所収論文、一三九ページ
- (32) 『大阪市教育研究所紀要』第一二二号（『部落解放と教育の歴史』年表編、大阪市教育研究所、一九七二年）六五ページ。矢田部落史研究会編『矢田部落の歴史』（矢田同和教育推進協議会、一九七八年）三〇二ページ。なお、前者の年表では明確に「一八九七年「八・一六」となっており、農商務省統計記載の争議と部落出身女工排除の差別争議が同一のものともみられている。
- (33) 前掲藤谷『部落問題の歴史的研究』、二二三ページ。なお同論文の初出は『部落』第一九二号（一九六五年臨時号）であり、恐らくこの争議と部落差別の関係を述べた最初の論文であろう。
- (34) 小森龍邦『現代における身分と階級』（垂和書房、一九八一年）二二七ページ。同書では会社名が「大阪紡績」となっているが、争議の内容は天満紡績のそれと同じである。
- (35) 前掲横山『日本の下層社会』、二〇二ページ
- (36) 「我国に真の同盟罷工なし」（明治三〇年一月二五日、『東洋経済新報』第七六号社説）、『日本労働運動史料』第二巻（東京大学出版会、一九六三年）一〇ページ
- (37) 田中喜男氏書翰（一九八四年五月二日付）
- (38) 前掲馬原『部落史の研究—近代篇』所収論文、一三九ページ
- (39) 前掲馬原『新版・やさしい部落の歴史』八七ページ
- (40) 上條宏之『絹ひとすじの青春』（日本放送出版協会、一九七八年）二四ページ
- (41) 原田伴彦、上杉聰編『近代部落史資料集成』第一巻（三一書房、一九八四年）一六ページ
- (42) 前掲馬原『部落史の研究—近代篇』所収論文、一三八ページ
- (43) たかせとよじ『官営富岡製糸所女工史料』（たいまつ社、一九七九年）一五五ページ
- (44) 田幡栄氏書翰（一九八五年一月一〇日付）
- (45) 北川鉄夫『近代日本を築いた製絲工女たち』（『部落』第三八一号、一九七九年）八〇ページ
- (46) 前掲上條『絹ひとすじの青春』五三ページ
- (47) 同右、四八・五三ページ